

第4回墨田区区民行政評価委員会 議事録

会議の名称：第4回墨田区区民行政評価委員会

開催日時：平成23年8月22日（月） 午後6時30分～8時30分まで

開催場所：墨田区庁舎13階131会議室

【開会】

岸本会長：これより第4回墨田区区民行政評価委員会を始めます。本日はテーマが変わり、分科会は「教育分野」と「福祉保健分野」です。今回も時間が大変短くて申し訳ありませんが、ご協力をお願いします。事務局の方から予めの事務連絡ありますでしょうか。

事務局：前回同様タイマーを使用しますので議事進行の目安にして頂ければと思います。配布資料について説明します。次回までに行って頂くことを記載した資料1とともに、分科会全体を通して気づいたことや感想などを記入する用紙を用意しました。「子育て」、「保健衛生」の時と同様、次回は「教育」、「福祉保健」についても最後にみなさんから全体を通しての感想をお聞きしたいと考えていますので、それまでにご記入いただき、発表時に使用して頂ければと思います。この用紙は次回の委員会終了後に提出して頂きます。

《教育分科会》

岸本分科会長：それでは教育分科会を始めます。テーマが変わりましたので区側は新しい担当部局の方々に来て頂いています。初対面のため委員の方から自己紹介をお願いします（岸本分科会長、佐々木、大垣、泉、岩崎、佐野各委員から自己紹介）。

岸本分科会長：続きまして、教育分野の部課長の自己紹介をお願いします（小暮・教育委員会事務局 次長、後藤・同庶務課長、藤田・同学務課長、橋爪・同指導室長、渡部・同すみだ教育研究所長、金子・同生涯学習課長、中山・同スポーツ振興課長、村田・同あずま図書館長から自己紹介）

岸本分科会長：それでは早速議事に移ります。今回は主として事業の内容と区側で作成した事業評価について委員の方々から不明点などを質問して頂きます。

《 すみだ郷土文化資料館事業》

金子生涯学習課長：資料の訂正が1点あります。訂正後の総コストの金額が50,160千円、前年度のコストが44,000千円となります。非常勤コストが二重に含まれていたため、それを除いた金額に訂正しました。

資料館は区民の郷土文化に対する理解を深めることを主な目的として平成10年度に開設しました。花火や、ひな人形展示など季節ごとに入れ替えて展示のほか、古文書の解説講座、寄席、新春イベントなども実施しています。また、ボランティアの協力を得て学校の授業の一環で昔の民具体験なども実施しております。立地条件が余りよくないため、認知度は高くないようですが、昨年は広報誌以外にも近隣の駅にポスター掲示の依頼を行うなどの工夫を行い、来館者数を伸ばしました。

当館では現在企画展示を行っておりますので、委員の方々にもぜひ一度すみだ郷土文化資料館まで足を運んで頂ければと思います。

岸本分科会長：ありがとうございます。それでは委員の方々から質問をどうぞ。

佐野委員：立地が分りづらいです。より一般の方に周知して頂くためにも、PRの工夫をもう少しの方が良いのではないのでしょうか。

泉委員：学校には「社会科見学」という理由で、いわば強制的に来館してもらっているのでしょうか。

金子生涯学習課長：強制ではありません。校長会などで宣伝をした上で、学校の方から申し込みがあった場合に来館して頂いています。

泉委員：せっかく作った施設ですから、社会科見学なども積極的に行ったら良いのではないかと思います。

金子生涯学習課長：今年度は、小学3年生の社会科の副読本に資料館のことを載せました。今後も順次、学年の幅を広げて授業で使って頂けるようにPRしていきたいと考えています。

岩崎委員：PRの方法が弱いと感じます。観光課の方に上手く（媒体などに）載せてもらえばよいのではないのでしょうか。

岸本分科会長：事業説明の紙の４．成果のところ「学校連携事業」という記載がありますが、具体的には何を行っているのでしょうか。

金子生涯学習課長：小学生向けの、昔の生活道具を使った民具体験や施設の見学などです。

岸本分科会長：それは区内の学校に組織的に呼びかけをして催しをやっているのでしょうか。

金子生涯学習課長：民具体験は常時受付を行っており、１００人以上の場合は出張民具体験を行っています。１００人未満の場合は来て頂き、ボランティアさんと協働で子供たちに説明を行っています。

岸本分科会長：区内の全小学校と連携を取っているのでしょうか。

金子生涯学習課長：校長会でお知らせはしていますが、教員の異動等もあり、全ての学校というところまでは至っていません。平成２２年度は延べ１９校の方々に利用して頂いています。

佐々木委員：２点あります。１点目は評価シート裏面の予算決算の状況について。受益者負担は入館料など様々なものがあると思いますが、シートに「寄席の受講料」しか書かれていない理由を教えてください。

２点目は墨田区の文化行政全体についてですが、区にはここ以外にも文化施設は存在するのでしょうか。あるとすれば、各々の文化財の保存に関する予算付けは施設毎に行っているのでしょうか。

金子生涯学習課長：ご指摘の通りで、本来、入館料を１００円取っているためこちらに記載すべき事項でした。申し訳ありません。

文化施設については「すみだ郷土文化資料館」と「大正民家園」だけです。文化財の保存については生涯学習課が行っており、当該課でまとめて予算付与しています。

大垣委員：墨田区の郷土愛とは具体的にどんな定義をしているのでしょうか。指標など数字の話に入る前に、そのような目的を達成するための土台となる部分について定義が出来ていないと、開館する意味がないのではないかと思います。

小暮教育委員会事務局次長：定義については、まさに共通化されていないのが課題だと思います。10年以上前は、先代の区長が墨田区民に「ふるさと意識」を持ってもらいたいと常々仰っていたので、それが郷土愛という表現になったという認識です。鋭い指摘を頂き、ありがとうございます。

岩崎委員：郷土愛というのは各々の価値観によっても異なりますので、一概に定義するのはなかなか難しい問題だと思います。

大垣委員：民具体験そのものが必ずしも伝承するような内容ではないと思いますが、具体的にどのような中身と意図でやっているのでしょうか。

金子生涯学習課長：民具体験は、石臼のカツオ節削りや天秤棒を担いで歩くなど、墨田区で昔使っていた道具に触れ、まずは昔のものに関心を持って楽しんでもらおうということで行っています。そこから文化や歴史など、難しい分野にも興味を持ってもらえればよいと思っています。

佐野委員：墨田区は関東大震災に遭っており、その展示もされています。その類の展示はどうしても暗い雰囲気になってしまいがちなので、子どもたちに合わせた展示の仕方を工夫して頂ければと思います。

岸本分科会長：展示内容は度々変更されているのでしょうか。それとも比較的長い期間固定されているのでしょうか。

金子生涯学習課長：常設展示は長い間やっていますが、企画物については1、2ヶ月の期間で変えます。早慶レガッタや戦争については半年毎に入れ替え、ジオラマなどは常設してあります。

岩崎委員：区の管轄ではありませんが、東京都の震災復興記念館など、他の施設と連携して企画展などをやることはあるのでしょうか。

金子生涯学習課長：何年か前に実施した例がありますが、企画展示の時期を合わせるのが難しいというのが現状です。しかし、将来に向けて企画の検討をしています。

岩崎委員：連動して回遊性を持たせる取組みをした方が良いのではないかと個人的に感じているので検討課題に挙げて頂ければ幸いです。

岸本分科会長：時間が参りましたので、次の事業に移ります。

《 学力向上「新すみだプラン」推進事業》

渡部すみだ教育研究所長：中心となる事業は「開発的学力向上プロジェクト・学習状況調査」です。毎年小学校2年～中学校3年までの全児童を対象として学習状況調査を行い、その結果を各学校の授業改善、学力向上の基本資料として頂くものです。これを元に授業改善プランを策定し、保護者の方に授業改善の取組みを積極的にお示しすることを進める事業です。また、授業改善プランに伴った教材等の支援を行っています。その他、今年度から土曜授業が始まったため、「土曜補習教室」を無くす代わりに「放課後学習クラブ事業」を拡充しました。また、小さいお子様を対象に「家庭教育講座」の開催などを行っております。事業自体の目的は墨田区の子どもたちの確かな学力の育成です。以上です。

岸本分科会長：本事業についてはいかがでしょうか。

佐野委員：本事業は確か「見直し」とされていたと思いますが、その理由を教えてください。

渡部すみだ教育研究所長：本事業は当初は開発的学力向上プロジェクトだけでしたが、子どもたちの確かな学力育成という面から、教育委員会他課の政策も踏まえ、総合的な取組みとさせて頂き、名称を「新すみだプラン」としました。

佐野委員：学力向上のために過去にも様々な施策が行われてきましたが、本来学力向上というのは教える側が考えることで、事業として区側が行うのは本当に適切なのでしょうか。

渡部すみだ教育研究所長：実際に子どもたちに指導するのは先生ですが、指導にあたり、子どもたちがどういう状況であるか把握するために調査を行います。その調査に基づき、毎年外部からアドバイザーを呼び、分析を行った上で、プロジェクトとして各学校に、より効果的な学力向上に向けた改善を行って頂いています。

岸本分科会長：外部からアドバイザーを招くとのことですが、具体的に学力向上のための教え方を教授することや機器類を使うなどの内容も含まれるのでしょうか。

渡部すみだ教育研究所長：学校でも分析を行って頂き、必要な教材や研修などのプランをたてて頂き、それに必要な費用を支援しています。

小暮教育委員会事務局次長：補足させていただきます。研究所主催の学力テストの点数や結果だけでなく、家庭でどのくらい勉強するかなどのアンケートも含めた総合的なものをお返しし、各学校で改善策を作り、それに対して補助金を出す事業です。

泉委員：予算は調査費のみではないということでしょうか。

渡部すみだ教育研究所長：事業評価シートに記載された数字には調査費以外のものも含まれます。放課後学習児童クラブの費用、昨年まであった土曜補習教室事業の運営費、子どもたちの学習を補助してもらうアシスタント・ティーチャーに対する謝礼など諸々です。

岸本分科会長：学習状況調査は委託をしているようですが、委託費がそのまま調査に係る費用と考えてよろしいでしょうか。

渡部すみだ教育研究所長：17,519 千円は調査委託費で、他にインターネットで配信している教材の作成委託費があります。

佐野委員：施策評価シートに成果指標がありますが、施策評価に関わるこの部分の基準はどこにあるのでしょうか。

渡部すみだ教育研究所長：成果指標は東京都の「問題解決能力調査」を基にしていますが、平成 21 年度、22 年度はこの調査を実施しておらず、東京都の調査と対比することが出来なかったため「実施せず」としております。

泉委員：佐野委員の質問は「1.基本計画における成果指標」の「国語 75」や「数学 64」という数字の決め方についてではないかと思います。

渡部すみだ教育研究所長：理解度に関する目標値は㈱ベネッセコーポレーションが定めている基準で、児童・生徒が「おおむね満足」できる理解度といえる数値です。「理解度」とはその目標値に達している墨田区の子どもたちの率で、平成 22 年度の場合は国語 73.4%、数学 70.7%であるをご理解下さい。

大垣委員：事業の目的にある「家庭の教育力」や「地域の教育力」はシートに指標として挙がってこないのでしょうか。

渡部すみだ教育研究所長：指標としては挙がってきません。数字で表すことではなく、家庭の教育力を高めるために行っているとご理解下さい。

大垣委員：家庭の教育力、地域の教育力とは何を指すのでしょうか。数値で表せないのであれば当然こういうものだという定性的な認識があると思います。数学や国語の学力が上がるだけであれば学習塾と一緒にではないでしょうか。

渡部すみだ教育研究所長：家庭の教育力として家庭学習の多さを挙げることができます。墨田区の子どもは家庭学習が比較的少ないため、家庭学習を補完する目的もある放課後学習クラブ事業を拡充しました。

加えて、小学校に上がるときの早寝早起きなどの基本的な生活習慣の指導も家庭の教育力です。地域の教育力は地域の方々の協力を得て学校教育などのお手伝い頂いているもの、また地域企業の方がノウハウを紹介してくださるなどの授業があります。

岸本分科会長：時間が超過しましたので次の事業に参ります。次の2つの事業については連動しているようですので、合わせて進めたいと思います。

《 校庭開放及び 放課後子ども教室「いきいきスクール」》

金子生涯学習課長：「校庭開放事業」は昭和29年度より幼児や児童の遊び場として日曜日に学校の校庭を開放しています。学校毎にPTA等を中心とした運営委員会を作り、区はその運営委員会に1校あたり27万円を助成しています。平成22年度は区内25校で実施していましたが、23年度以降は「放課後子ども教室」に切り換えて実施する方向です。

「放課後子ども教室事業」は放課後の子どもの安全な居場所を確保するために平成19年度から緑小、20年度から第三吾孺小で「いきいきスクール」という名称で学校施設を開放し、勉強や遊び、茶道教室などスクールタイプの放課後事業を行ってきました。平成23年度より、区内の他の学校にも展開出来るようにするため、従来の校庭開放を平日に拡大し、それぞれ学校や保護者の協力を得て新たに運営委員会をつくって頂き、準備が出来た学校から随時、区の委託事業として実施しています。「校庭開放」は補助事業、「放課後子ども教室」は委託事業という位置づけになります。現時点では計5校が平日の校庭開放を実施しており、学校ごとに開催時間やルールを定めて地域の実情に応じた形で区と相談をしながら事業を進めています。9月以降も順次展開していく予定です。

岸本分科会長：ありがとうございました。2事業合わせて行うため、時間は30分とします。

泉委員：校庭開放事業というのは今年度で終了になるのでしょうか。

金子生涯学習課長：目標としては、平成 24 年度末までに区内全ての学校で「放課後子ども教室」事業に切り替えたいと考えています。ただ、完全に切り替えが済むまで校庭開放事業は続きます。

岸本分科会長：事業を切り替えにしようとした理由を説明して頂けますか。

金子生涯学習課長：区では、国の「放課後子どもプラン」に基づき、放課後の子供の居場所を確保するため、「いきいきスクール」として、「放課後子ども教室」事業を緑小と三吾小で実施しました。

しかし、空き教室やスタッフの確保等が難しく、2校から実施校が増えませんでした。

一方で、墨田区では、従来から土日に校庭を開放しており、保護者からは「平日も校庭を開放してもらえると助かる」という要望があり、そうした状況を踏まえて、従来の校庭開放を平日へと拡大して、区内のほかの学校でも「放課後子ども教室」を展開できるよう、進めているところです。

岸本分科会長：つまり、制度を切り換えてしまうと土日に校庭が使えないということでしょうか。

金子生涯学習課長：土日も含めて放課後子ども教室という形です。

佐野委員：この事業の進捗状況や、実施していることでどのようなメリットがあるのでしょうか。

金子生涯学習課長：まず進捗状況ですが、既に実施している学校が 5 校、そしてこれから行う予定が 5 校、現段階で合わせて 10 校です。土日の校庭開放の参加者は、1 日あたり平均 25 人で時間当たり子どもが 2~3 人しかいない状況でした。しかし、平日に実施した場合は参加率が高く、全児童の 3~5 割が遊んでおり、見守りをお願いしている地域の方々との交流が深められるというメリットもあります。

佐野委員：墨田区全体の学校数はいくつでしょうか。また、実施状況はどうなっているのでしょうか。

金子生涯学習課長：学校数は 25 校です。いきいきスクール型が 2 校、校庭開放型が 5 校、合わせて 7 校がいずれかの形で事業を実施しています。

佐野委員：自分が在学している以外の学校に行ってもいいのでしょうか。

金子生涯学習課長：基本的に在校生に限られます。

佐々木委員：校庭開放事業の目的は昭和 29 年に補助事業として始まった時から同じなのでしょうか。

金子生涯学習課長：はい。事業は、子どもの遊び場の確保と社会教育団体の活動の場として学校を開放することを目的として行っています。

佐々木委員：平成 22 年度の予算額が 7,247 千円である一方、実績値は 6,122 千円となっていますが、執行率が低い状態にある理由は为什么呢。

金子生涯学習課長：平成 22 年度は近くに公園があるという理由で 1 校が校庭開放をやめてしまったため、実績値が低くなっています。

泉委員：校庭開放事業の実績値に記載されている開放日数および利用人員は延べ日数でしょうか。また、放課後子ども教室の実績値は何校分の数字なのでしょうか。

金子生涯学習課長：校庭開放事業の実績値は延べ数です。放課後子ども教室については平成 19 年度が 1 校分、平成 20 年度からは 2 校分の数字になっています。

岸本分科会長：放課後子ども教室事業の委託先はどこになるのでしょうか。

金子生涯学習課長：学校ごとに先生や PTA の保護者の方々を中心に運営委員会を組織して頂き、そちらに区から委託しています。

佐野委員：委託費は放課後子ども教室に参加して頂いている委員の方々に謝礼という形で渡っているのでしょうか。

金子生涯学習課長：運営委員会自体に事業を委託しているため、謝礼のお支払いなども全て運営委員会で決めています。但し基本はボランティアのため、払っていても交通費程度です。

岸本分科会長：校庭開放事業はこれまで補助事業としてきましたが、どうして委託という形にやり方が変わったのでしょうか。

金子生涯学習課長：1つは国の「放課後子どもプラン」による補助金交付の条件が、実施主体が自治体または社会教育団体となっていることです。もう1つは事故が起きた時、補助事業だと運営委員会が責任を負わなければなりません、委託であれば区の責任となりますので、そのように変更しました。

大垣委員：放課後子ども教室事業の決算額が、平成19年度は1校で3,551千円であったのに対し、平成20年度は2校で12,651千円に跳ね上がっています。これは学校毎に地域に合った運営委員会を組織しているからバラつきが出ているということでしょうか。

金子生涯学習課長：平成19年度は1校のみで、事業が通年ではなく、9月からスタートしているためその分金額は減っています。平成20年度の場合、緑小は4月から、第三吾嬬小は9月からのスタートで2校分の計上となっています。そのため予算額にバラつきが生じています。

大垣委員：1カ月あたりどの程度の費用がかかるかという指標はあるのでしょうか。年間でも結構です。

金子生涯学習課長：1校あたり年間で700万円前後です。

岸本分科会長：実際に事故が起きた例はあるのでしょうか。

金子生涯学習課長：今のところは転んで膝を擦りむいたり、頭を打ったりする程度です。

岩崎委員：校庭開放事業については、見守り隊などの方々が指導員の立場で立ち会う例があったと思いますが、そこにはどういう予算の落とし方をしているのでしょうか。

金子生涯学習課長：校庭開放型といきいきスクール型で分けています。後者の場合は勉強をみたり茶道を教えたり、より高度な内容で、実施回数も多いため、その分予算は多く計上しています。

大垣委員：運営委員会の予算は交通費などよりもスクール型で使用する教材費が割的に多いのではないのでしょうか。

金子生涯学習課長：教材というよりは、講師向けの謝礼が多くなっています。いきいきスクールは人も場所も充実していますが、実施主体の負担が重く、他校へと展開していかなかったのが、事業自体もこのように簡単にした次第です。

岸本分科会長：校庭開放事業はただ子どもを自由に遊ばせてあげるだけ。他方、いきいきスクールは一定の付加価値があるとなると、サービスの質が違うため単純にコストが比較出来なさそうです。

佐野委員：今後この2つの事業はどのような形でどこまで進めていく予定なのでしょうか。

金子生涯学習課長：現在は区内の全小学校に子どもの居場所を確保することを目的としており、校庭開放型を全校に広げて行くことを優先課題としています。

いきいきスクールについては児童館とやっていることが重複している部分もあるため、二重投資にならないように分けて考えていきたいと思えます。

佐野委員：いきいきスクールは具体的にどのような内容になっているのでしょうか。

金子生涯学習課長：茶道教室の他に、パソコンや折り紙教室、UNOなどのゲームやクリスマス会等のイベントなどを行っています。児童館と事業と類似している部分はあります。

泉委員：費用が1校あたり年間700万円ということだと、全25校に拡大したとき、相当な額の予算になってしまいますが、予算に上限等は決めていないのでしょうか。

金子生涯学習課長：いきいきスクール型ですと、委員ご指摘のような金額になってしまいます。しかし校庭開放型はそこまで費用もかからないため、事業を拡大しても予算はそこまで膨らまないと考えています。

泉委員：校庭開放型事業から今回の放課後子ども教室に移行した学校の予算は、基本的に校庭開放型事業と似たような予算組みと理解してよろしいでしょうか。

金子生涯学習課長：それぞれの学校によって実施状況が異なるため断定は出来ませんが、基本的には校庭開放事業の補助金をベースに、事業費を多少拡大して予算計上をしております。

岩崎委員：いきいきスクールを導入する学校の選定基準はあるのでしょうか。

金子生涯学習課長：緑小学校では従来から保護者などを中心とした「みどりっ子クラブ」という組織がイベントなどを行っていたため、協力して頂ける基盤があり、区からお願いしました。その後は地域から声が上がれば実施を検討する予定でしたが、平成 20 年度の第三吾嬭小以降は広がりませんでした。しかし、保護者の方々を中心にニーズはありましたので現在の事業の形になりました。

佐野委員：校庭でスポーツをやるにしても球技も色々種類がありますが、どこかで歯止めをかけたりはしているのでしょうか。

金子生涯学習課長：学校ごとにルールを決めていますが、基本的には見守りスタッフが声をかけながら自由に遊んでもらっています。

大垣委員：いきいきスクールの具体的中身を決める基準などはあるのでしょうか。

金子生涯学習課長：「授業の予習・復習、スポーツ、芸術、文化、昔遊びの体験、地域との交流活動、その他教育委員会が認める活動」と、大まかに委託の中身は決まっていますが、細かい点は委託事業なので、それぞれの運営委員会で決めてもらっています。

大垣委員：700 万円の話に戻りますが、予算を設定する基準は何でしょうか。予算の範囲内であれば何でもやって良いということにはなっていないと思いますが。児童 1 人あたりいくらかけていいなどの基準はあるのでしょうか。

金子生涯学習課長：予算の算定上はスタッフの数等の上限があり、それ以上の方がボランティアで来ても、委託の範囲内で支払ってもらっています。

佐々木委員：運営費全体に上限は設けていないのでしょうか。あるとすればその上限を定めた基準はなんのでしょうか。

金子生涯学習課長：上限はあります。区の基準や内容、子どもの人数等を基準にしています。

泉委員：今後各事業について 1 校あたりどの程度のコストをかける予定なのでしょうか。

金子生涯学習課長：校庭開放型については、時間数にもよりますが、土日と平日 1 日の週 3 日で大体 100 万円程度です。

岸本分科会長：時間が参りましたのでこの2事業についてはここまでとさせていただきます。

《 図書館事業事務》

村田あずま図書館長：それでは説明をさせていただきます。配布させて頂いた資料1には図書館設置の意義、それから区立図書館の主なサービス内容が図で記されています。「図書館事業事務」は図の楕円形で囲まれた「基本的なサービス」が対象となります。資料2には現状の図書館運営について記載させて頂きました。これらは図書館システムで連携しており、例えばあずま図書館の資料を横川コミュニティ会館で借りることが出来ます。

指標についてもいくつか申し上げます。実績として今回掲載したのは5館分の数字ですのでご注意下さい。また、利用者数は来館者数ではなく、本の貸し出し・返却を行った方の数です。

岸本分科会長：利用者数は貸し出しと返却でそれぞれ1回ずつ数えているのでしょうか。

村田あずま図書館長：はい、当日カウンターを利用した回数を数えていますので、後日返却に来た場合は別にカウントされています。なお、「参考調査件数」とは図書室の利用に関わる相談の件数です。

佐々木委員：予算・決算状況の数字は5館分の数字とのことですが、資料2にある区民活動推進課が管理する図書室の人件費などは含まれていないという理解でよいでしょうか。

村田あずま図書館長：区民活動推進課の所管する図書室については当該課で予算を計上しており、本図書館事業の予算には含まれていません。

佐野委員：学校図書館との相違点は何でしょうか。

村田あずま図書館長：設置の根拠法が異なります。

岸本分科会長：評価シートの6.総合評価の箇所に委託業者の記述がある一方、2.予算・決算状況の箇所には委託の有無について「無」とあります。これはどういうことですか。

村田あずま図書館長：図書館の窓口業務は委託しており、その部分も含めて基本的なサービスということで総合評価には委託業者についても記述しました。しかし、予算上は「窓口業務委託事業」ということで別シートになるため、委託は「無」としています。

佐々木委員：他事業の按分が約 50%となっていますが、職員の方々は他にどんな事業に携わっていらっしゃるのでしょうか。

村田あずま図書館長：広く捉えると図書館事務事業というのは資料 1 に記載させて頂いた事業全てが対象となり、それらにも従事します。しかし、それぞれ分割して評価シートを作っており、楕円形の基本的なサービスの中だけで考えると按分が 50%となります。

大垣委員：評価シートが対象としている範囲がよく分かりません。楕円形が重なっているところは評価の対象と考えてよいのでしょうか。もし、図が重なっている箇所について予算も重なって計上されているようだったらそれはよろしくないと思います。

佐々木委員：今後、図書館の全体像が見えるような統括的運営をしていった方が良いのではないのでしょうか。

村田あずま図書館長：今回の評価シートに計上した予算は書架整理など本当に基本的なものに限られていますので、資料 1 の楕円形以外の図と重複することはありません。

佐々木委員：それなら、なおさら今回の評価シートにはもっと工夫をして頂かないとそういう状況は読み取れません。

岸本分科会長：委員の方々のご指摘どおり、全体像が見えないと評価の仕様がありません。全て別シートとなると膨大な時間が必要になりそうです。これについては区民の方々にも改めて少し勉強して頂いた方がよいかもしれません。

《 図書館と学校図書館の連携事業》

村田あずま図書館長：資料 2 の右側をご覧ください。四角で囲んだ部分を主な内容として公教育部門に支援・サービスを行っています。今回評価シートに出ているのは図書館システムと連携したシステムの導入費用が主です。

実績としては、平成 18 年度より順次学校にシステムを導入しており、本年度秋頃までには区立全 37 校にシステムを入れる予定です。システム導入により、学校図書館と区立図書館が連携し、学校図書館から区立図書館のサービスを利用することも可能になります。

最大の目的は児童・生徒の読書活動を推進することで、平成 17 年度には「墨田子ども読書活動推進計画」を策定し、平成 22 年度には第二次計画を策定したところです。

岸本分科会長：ありがとうございました。いかがでしょうか。

大垣委員：4．決算額について、平成 19 年度は 10 校で 1,900 万円余りなのに対し、平成 21 年度は 5 校で約 4,200 万円ですが、ここまで金額に差がある理由は何でしょうか。

村田あずま図書館長：延べ校数は増えており、システム補修料とリース料は積算しているため金額が大きくなっています。平成 22 年度は、最初に導入した機器等が再リースになったためその分金額は下がっています。

岸本分科会長：児童・生徒がターゲットのようですが、区立図書館を利用している区民の方々が学校図書館から本を借りることは想定しているのでしょうか。

村田あずま図書館長：学校毎にそこの保護者の方々が借りるということはありませんが、基本的に学校と区立図書館では図書管理が別であり、区民の方が誰でも借りるのは困難です。

岸本分科会長：資料 2 中にあるコミュニティ会館図書室について、システムで連携することで統廃合することは可能なのでしょうか。

村田あずま図書館長：墨田区基本計画では、公共施設は行動圏半径 1,200～1,500m 以内に 1 つという考え方があり、その考え方に沿うと、今のところコミュニティ会館を閉鎖することにはならないと考えています。

岸本分科会長：コミュニティ会館の図書室はどの程度の規模なのでしょうか。また、区立図書館と蔵書が重複していることもあるのでしょうか。

村田あずま図書館長：規模はかなり大きいです。蔵書についてリクエストの多いものは全体で何冊か購入していますが、基本的には図書も全体の中で動かす方が効率的ですので、必要なものを買っています。所管部局は別ですが、図書選定では連携もしています。

佐野委員：3．実績の箇所に記載されている「先進的な学校図書館見学とボランティア活動」とは具体的にどのようなことをしているのでしょうか。

村田あずま図書館長：ボランティアには、その学校に通うお子さんの保護者の方々になって頂いています。図書館見学は、よりボランティア活動が進んでいる学校へ他の学校ボランティアの方々に見学に来て頂き、自校の図書館運営に役立てて頂くものです。

岸本分科会長：学校図書館と区立図書館は設置根拠となる法律が違うというお話でしたが、法律が異なると相互利用にも何らかの規制があるのでしょうか。

橋爪指導室長：学校の場合は、原則図書室を作りなさいとなっています。しかし、小中学校には司書がほとんどおらず、また司書教諭という免許を持った教員も何人かはいますが、その教員も忙しいということで、今年度から学校図書館支援員という形で非常勤教員を区で2名配置しています。ただ、その支援員も2名しかおらず、蔵書の種類も子どもたちに合わせたものが多いため、区民の方々が学校図書館を積極的に利用するには至っていません。

佐野委員：委託の実態とその具体的中身について教えてください。

村田あずま図書館長：平成22年度は1億3,977万8,000円が計上され、区立図書館5館分で実施しています。委託の内容は図書館の窓口業務で、具体的には貸し出し・返却のサービスやリクエストの受付、資料の整理など基本的サービスが中心になります。

佐々木委員：学校図書館の端末を使って区立図書館の蔵書を検索して借りることが出来る一方通行のサービスと理解して間違いないでしょうか。

村田あずま図書館長：はい、そうです。

佐野委員：委託を行うメリットは何なのでしょう。

村田あずま図書館長：正規職員の人件費削減だと考えております。

岸本分科会長：それでは本日の分科会については終了とさせていただきます。評価の中身についてはまた次回議論をして頂きたいと思います。

《福祉保健分科会》

鏡分科会長：保健分野の分科会を始めます。発表される所管部局の方々が代わっていますので、はじめに自己紹介をお願いします（細川福祉保健部長、岸川厚生課長、浮田保護課長、佐久間障害者福祉課長、石井介護保険課長、渡邊高齢者福祉課長が自己紹介）

鏡分科会長：それでは区民評価委員の自己紹介をお願いします（鏡分科会長、前田、長瀬、山里、鎌形、鈴木、各委員が自己紹介）

鏡分科会長：議題に入ります。討議にあたり、あらためて何点か約束事を申し上げます。委員からのご発言は挙手頂き、私が指名させていただきます。より多くの方にご発言頂くため、ご発言は簡潔明瞭をお願いします。時間が全体で2時間ですので、質疑は各事業15分以内とします。前回同様、事務局に時間管理をして頂き、討議開始後14分経過後にベルが鳴り、15分経過後にデジタルタイマーが鳴りますので、ご協力をよろしくをお願いします。それでは、はじめに高齢者と園児の「ふれあい交流事業」についてお願いします。

《 ふれあい交流事業 》

渡邊高齢者福祉課長：事業の目的はご覧のとおり、保育園児と高齢者の世代間交流を通して、豊かな人間性を持った子どもを育成するとともに、高齢者の社会参加・活力と生きがいづくりの一助とするために実施するものです。事業内容は、大きく分けて「ふれあい給食」、「ふれあい交流」の2つで、現在6園で実施しています。保育園は区内には17ありますので、声かけをしていきます。対象は65歳以上の高齢者です。初めて参加している保育園に備品・費用などを支給しています。本事業は、同時に高齢者の生きがい対策が中心であり、内訳としては、講演などの講師費用などです。事業内容は、7園の保育園毎に企画して工夫を凝らして頂いています。

前田委員：前回子育て分野で、「ふれあい交流事業」について議論しました。その事業とこの事業との違いや分担を教えてください。

渡邊高齢者福祉課長：子育て支援は子どもたちの情操教育に主眼があります。他方、本事業は高齢者の生きがい、地域の触れ合いを期するものです。

前田委員：対象者は全く異なるということでしょうか。少なくとも子どもは異なるわけですか。

渡邊高齢者福祉課長：高齢者が重複しているかどうかはわかりません。子どもは、ご協力頂けると保育園に手を上げて頂いており、バランスを取っています。

長瀬委員：ふれあい給食事業に生きがい教室が入っていることに違和感があります。

渡邊高齢者福祉課長：生き甲斐教室は今同時に行われているものです。スタートが子育てと一緒になので、事業内容としては同様です。

長瀬委員：園の中で園児と触れ合わないときがあるのでしょうか。

渡邊高齢者福祉課長：食事会の前に園児が歌を唄うこともありますし、また園児との食事の前に、高齢者だけを対象にしたメニューもあります。

鈴木委員：私も同様で、子供目線のふれあい交流事業（子育て分野）と、高齢者目線からの本事業について、内容が同じなのに対象や目標が異なることに違和感を覚えます。

また、現在対象は、高齢者の立場から私立保育園の園児となっていますが、他の私立の学校などにも同様の助成を行ってもよいのではないのでしょうか。

渡邊高齢者福祉課長：他の学校については、協力頂ければ進めてもよいと考えています。

鏡分科会長：関連ですが、この事業に上限はあるのでしょうか。

渡邊高齢者福祉課長：ご協力頂けるかどうかの前に次年度の実施計画がありますが、昨年度22、21年度など過年度においても、実際は予定回数より多く実施しています。

山里委員：実績では、22年度は232回実施、参加者数がのべ4,257名、つまり1回あたり18名になります。6園で実施ということは、1園あたり3名しか参加していない計算になります。

渡邊高齢者福祉課長：単純に平均するとそうなりますが、園というのは大規模から小規模までであるのです。

山里委員：基本的には本事業には賛成です。ただ、数字だけならこれでもよいのかもしれませんが、参加者の重複について質問があったように、もう少し効率的なやり方があるのではないのでしょうか。少なくとも参加者の実態把握は必要です。

鏡分科会長：ありがとうございました。続いて、「高齢者にこここ入浴デー」に移りたいと思います。

《 高齢者にここ入浴デー 》

渡邊高齢者福祉課長：区内の公衆浴場を65歳以上の高齢者に無料開放することにより、入浴等を通じ、高齢者の健康増進、世代間のふれあい及び地域との交流を図ることにより、高齢者福祉の増進に努めることを目的としています。

毎週金曜日に入浴料が無料となり、特定日に入浴料が半額となります。委託先は東京都公衆浴場業生活衛生同業組合墨田支部で、委託金額は、無料の金曜日が1日あたり約200万円、半額の日が約166万円となります。事業の開始は昭和50年で、実績は資料の一番下の表のとおりです。

鎌形委員：質問が3つあります。

- (1) 50年の入浴券交付から始まっているが、当時の目的はどうだったのでしょうか。
- (2) 平成18年に都の補助がゼロになっているが、それでも墨田区が続けている理由は何でしょうか。
- (3) 平成20年に所得制限を廃止していますが、表を見る限り、それによって利用者数が増えたわけではないようですが、理由はなんでしょうか。

渡邊高齢者福祉課長：(1) 即答はできませんが、同様の理由であったと史料します。追って回答します。(2) 都の方針で段階的措置としています。(3) 利用総額は増えています。

鎌形委員：補助金については保健計画課の所管のため承知していないという話がありましたが、同じ部なので額くらいは知っていて頂きたいと思いました。また、補助は十分ではないのか、必要なのかという感想をもちました。

山里委員：目的が地域の触れ合いのための事業であるという点が理解できません。

渡邊高齢者福祉課長：高齢者のための事業としては、高齢者福祉施設など区内3箇所あり、そこで世代間交流をしています。かつて、床屋やお風呂場は地域の交流の場でした。

鏡分科会長：区内39の公衆入浴施設全てで行っているのですか。

渡邊高齢者福祉課長：全ての施設を行っています。

前田委員：金曜は無料、特定の日は半額とのことですが、それぞれの平均利用者数を教えて下さい。

渡邊高齢者福祉課長：月ごとに異なります。金曜だけデータを取っていますが、多い月で870人、少ない月で522人です。

前田委員：感覚で結構ですが、金曜と特定日どちらの利用者が多いでしょうか。半額でも利用者数があるなら無料まで行かなくてもよいのではないかという趣旨です。

渡邊高齢者福祉課長：数字については追ってお知らせします。無料の日については、高齢者が集まりやすいので金曜日にしました。

山里委員：金曜日と特定日、それぞれ利用者数37万円を割ると7千円くらい。特定日は3000円台くらい。65歳の区民対象とのことだが、それは何人くらいいるのか。

渡邊高齢者福祉課長：5万3千人います。

山里委員：その5万3千人のうち、利用するのが特定日で3,000人、金曜日で7,000人ということですね。予算は正直多いと思うが、それだけ人数が多いなら利用しているのであればよいのかと思います。また、政策意図についてお聞きします。割り算すると300万円くらいで、前回の50万円に比べれば随分大きな金額です。これは、公衆浴場の維持・補助・助成という意味も持つものなのでしょうか。

渡邊高齢者福祉課長：事業目標にあり、多分にそういった側面があると感じています。

鏡分科会長：時間来ましたので、議論は次回にします。続いて高齢者福祉情報システム事業についてご説明をお願いします。

《 高齢者福祉情報システム事業 》

渡邊高齢者福祉課長：目的は、高齢者福祉情報システムを導入し、高齢者福祉情報を一元的に管理することにより、事務処理の効率化を図り、利用者に適切なサービスを提供することです。内容は、在宅サービス等の申請受付、各種通知の作成、支払事務支援、利用者及び在宅サービス等の統計資料の作成、利用者情報、在宅サービス等の情報の台帳管理機能、施設入所者、施設入所待機者情報の管理。経緯としては、システム導入以前は全て手書きで各種台帳や帳簿を作成し、起案や決定処理経過などに使用し管理していました。そのため、増大する問い合わせなどに対し、かなりの時間を要するなどの問題がありました。そこで、紙ベースの個人台帳類をシステム情報化し、的確かつ迅速にサービスが提供できるよう業務支援体制が求められたものです。説明は以上です。

鏡分科会長：ありがとうございました。それではご質問をどうぞ。

前田委員：福祉サービスの実施にあたって、通常の情報管理がある中で敢えて事業とされている理由はありますか。

また、今現在、区にいる福祉サービスの受益者情報はどこまで整備されているのでしょうか。

渡邊高齢者福祉課長：基本的に個人情報を扱うため、予算事業化して実施しています。

本事業以外にもメニューがあります。同じ自治体でも課単位で作り、あるいは事業として始めたときに、複数の課でやりとりするということで始めたもので、各課のものは、私は把握できないのです。

障害者福祉課長：高齢者福祉課と当課共同でやっているということで、当課のサービスは、手当関係、日常生活関係などデータに落とし込み、総合的な情報管理をしている。

山里委員：本システムは必要でさらに拡充して頂きたいですが、ただ、もれなく必要な人に行き渡るようにして頂きたいです。

また、財政問題もあるので、どれくらい効率的に実施できているかデータ把握が必要です。ただ、委託実績額が21～22年度にかけ倍になっていますが、これは何でしょうか。

渡邊高齢者福祉課長：平成21年度に全庁的にダウンサイジングを実施し、本システムのデータの取り込み元が変更になり、メンテナンスや修正に必要な作業が余計に増え、180万円超の経費がかかりました。

山里委員：予算額、決算額いずれも増えているが、評価のところでは「効果は高いが実績は横ばい」となっているのはなぜか。また、部長と課長とで評価が異なるようですが、誤認識は如何なのでしょうか。

渡邊高齢者福祉課長：増えているのは使用料、賃借料が主です。

これ以上情報量を増やすことはないと思いますが、機能としては、現状維持が妥当ではないかと思っています。

長瀬委員：システム構築等を請け負っている事業者は1社なのでしょうか。

IT系ではよくあることなのですが、一旦ソフトを入れてしまうと誰も管理せずにはお任せ、となってしまうことがあります、システム適正化評価は行っているのでしょうか。

渡邊高齢者福祉課長：請け負っているのはNECです。

システム評価委員会があり、予算の相当のレビューを行い、必要がないとなれば削ります。また、より効率的なものがあればそちらを採用します。

鏡分科会長：私から1点。例えば介護保険の要介護認定などとのリンケージはあるのでしょうか。もう1つ、要援護高齢者調査とのリンクの件、また、福祉総合オンラインシステムのようなものの構築は考えられているのか。

渡邊高齢者福祉課長：介護と高齢者で受け渡しはしています。

石井介護保険課長：介護保険システムは、現行システムに入る際に、区のシステムと独自システムと一体でやるようにしました。

鏡分科会長：手当をもらっている人はいわば「予備軍」で、それを介護保険側で受け取ってその人に対してメンテやアプローチをしているのでしょうか。

石井介護保険課長：介護保険側で要介護申請を受けて処理しています。

鏡分科会長：つまりリンクしていないのですね。他にご質問ありますか。それでは時間が参りましたので、次の介護老人福祉施設の整備へ行きます。

《 介護老人福祉施設の整備 》

石井介護保険課長：区で特別養護老人ホームの整備を進めているもので、昭和56年に特養老人ホームの整備を行う社会福祉法人に対して整備費の一部を助成しだしたのを始めとして、これまでの4施設の整備に対して助成をしています。特別養護老人ホームの入所待機者数は年々増加して現在870名ほどになっており、新たな施設の整備が必要な状況ですが、社会福祉法人が高額な整備費の全部を負担することは難しいため、公共性を考慮して一定の助成を行う必要があると考えています。以上です。

鏡分科会長：ご質問如何でしょうか。

前田委員：区の方で、補助率とか、あるいは全部やめるという点で選択肢はあるのでしょうか。

また、特別養護老人ホームだけに絞っている理由は何でしょうか。

石井介護保険課長：区に選択権はあります。

特別養護老人ホームを設置することができるのは自治体か社会福祉法人だけです。民間企業がやっている（特養以外の）有料老人ホームがありますが、こちらは企業が単独で、補助金の有無に関わらず事業としてやっています。基本的には民間企業の自由です。

長瀬委員：4.(2)「事業の進捗分析」において、特別養護老人ホームの数が増えない理由として「敷地が確保できない」とありますがもう少し詳細を教えてください。

石井介護保険課長：特養老人ホームの基準では、一定規模がないと効率性の上で問題があるとされています。一定程度の規模がないとペイしづらい事業であるということです。

鈴木委員：旧立花小学校跡地における施設整備について、予定の床数といったものはあるのでしょうか。

石井介護保険課長：当該施設は、現在全体で178名のベッドを考えています。うちショートステイが20名分で、残り158名のうち、ユニット型で120名、残り58名分です。

山里委員：対象者1,300名のうち、入所できているのが466名で35%くらい、170名を足すとざっと計算して47%くらいになりますが、23区内での順位はどうなるのでしょうか。

また、その理由は何でしょうか。

石井介護保険課長：旧立花小学校跡地の施設が出来る以前では、下から5番目程度だと思っています。

理由は、これまで墨田区では大規模な土地が出づらかったという背景があります。現在では民間企業の工場転出の話もあり、そこも視野に入れていければと考えています。

山里委員：大規模化して効率を高めるには適切な比較だったと思います。ただ、もう少しこうした方がよいとか、こういうものが必要だったとかいうことはありませんか。

石井介護保険課長：望まれている施設なので数はあればあっただけよいのですが、他方、現行の介護保険制度では、施設が増えれば増えるほど介護保険料の上昇に繋がります。従って、施設介護だけでなく、在宅介護についてもてこ入れしていく必要はあると思います。

鏡分科会長：介護保険料は現在いくらでしょうか。

石井介護保険課長：第4段階で3,960円です。

鏡分科会長：例えば178床の特養ホームができたときに、どの程度保険料に影響するのでしょうか。

石井介護保険課長：正確に計算したわけではありませんが、現在56床の清風園の移転となりますので増床分122床分として月額70～80円くらい上がるのではないかと思います。

長瀬委員：総合評価のところ、前年度評価が抜けています。

また、同じ総合評価において、「事業者の公募の手法により、助成額の軽減を図る」とありますが、どういうことでしょうか。今のところ手を上げる事業者がないのでしょうか。

石井介護保険課長：評価については、21年度は予算執行がなかったということです。

公募については、事業提案の中で、区からの補助金の要望額を提示してもらうことで、従来とは異なる水準の補助金額も考えられるのではないかと思います。

長瀬委員：補助は要らないという事業者も出て来うということですね。

石井介護保険課長：先述のとおり、大規模な土地が必要な部分はありませんでしたが、民間企業の撤退などによりそうした用地も出てきており、情勢は変わってきていると思います。

鏡分科会長：他になければ、続いて「介護軽度者に対するホームヘルプサービス事業」に参ります。

《 介護軽度者に対するホームヘルプサービス事業 》

石井介護保険課長：目的・経緯ですが、介護軽度者に対して必要に応じて、生活の援助を行う者を派遣し訪問介護を行うことにより、介護軽度者の生活を支援するものです。平成18年度の介護保険制度の改正により、要介護1～5、要支援であった要介護状態区分について、要介護1～5に加えて新たに要支援1～2が創設され7段階になりました。これにより、従来ほぼ毎日ホームヘルプサービスを受けられた者について、週1、2回程度しか使うことが出来なくなってしまうため、平成20年7月に要支援認定者を対象に、ホームヘルプサービスを提供することにしました。派遣回数は、基本的には週1回、月4回以内、ヘルパー派遣を希望する曜日が月に5回ある場合は月5回以内となっています。

鏡分科会長：ありがとうございます。ご質問如何でしょうか。

鎌形委員：質問3つ。4.の実績値が21年度から22年度にかけて減っていますが、理由はあるのでしょうか。

また、5.(1)「事業を休止・中止した場合の影響はどうか」について、「中程度」となっていますが、「大きい」でよいのではなでしょうか。

最後に、6.総合評価の「評価の理由」で、「現行のサービス水準を維持する必要がある」とあり、同感ですが、本当はさらによくなるといいと思います。

石井介護保険課長：1つ目は、要支援の方でも、要介護度が上がれば要介護認定され、保険で更に高いサービスを受けることが可能となるなど、その時々で要介護の人数に変動があります。

評価については難しいですが、介護保険制度について、基本的には法律で決まったサービスでやるべきという判断もありますが、墨田区自身としてはそれなりに努力をしているという中での判定です。

また、ご指摘はなかったのですが、5.(4)で「協働相手先の実績向上に向けた取組み」について、「特に行っていない」としているが、実は行っており、事業者指導連絡会やケアマネージャー連絡会も行っています。

山里委員：利用者数、実利用者数、実派遣回数の意味はよくわからないので教えて下さい。また、もう少し区が増やすというニーズはないのでしょうか。もしニーズがあれば拡大の道もあるのでは。

石井介護保険課長：利用者数は、月末現在で何人利用された方がいるかということです。実利用者数は、1年分の数、実派遣回数は年間の派遣回数です。

ニーズについては、国の制度自体が、要支援の方は何でもホームヘルプサービスではなく、本人が生活できる機能を最大限活用できるものはして頂くというスタンスです。

前田委員：利用者は3年で80、79名だが、毎年同じような人たちなのでしょうか。

また、利用申込者には全部対応できているのでしょうか。

石井介護保険課長：先述のとおり要支援から要介護にアップする方もいるので入れ替えはありますが、人数は安定しているということです。特段制限しているわけではありません。

また、対応については、基本的にはケアマネの状況判断により、ケアプランに規定された内容となり、区でお断りしているわけではありません。

長瀬委員：利用者負担について、介護保険と同じ1割負担ということですが、生活援助と身体介護の両者から選択するということだと、将来的に偏る可能性はないのでしょうか。

石井介護保険課長：介護保険上のホームヘルプだけでありません。例えば介護保険上のデイサービスでホームヘルプの代わりに入れたいという希望など、限度額内のサービス種類の選択となります。

鏡分科会長：本事業に所得制限入れることはないのでしょうか。

石井介護保険課長：所得制限はありません。所得の低い方については利用者負担金免除制度があります。一定の要件を満たした方については、利用者負担金はゼロとなっています。

鏡分科会長：3つあります。例えば、要支援認定を受けてないものの、実態として要支援2に匹敵する方については、認定を受けていないから制度は使えないということですか。

また、9割の負担と介護保険だと、市町村が25%と随分違うので、そこまでやるべきかという議論はあります。事業の正当性を問われた時に、必要性を訴えないと難しいです。

もう1つ、地域支援事業について、例えば市町村特別給付に入れるという議論はなかったのでしょうか。

石井介護保険課長：基本的には、介護認定を受けている方が対象です。制度から溢れた方をどう救っていくかという議論の中で、みまもり相談室等の活動を充実しています。地域支援事業での対応は、予算枠において地方では余裕があるが、都市部は余裕がなくそこで執行するのは困難です。区費で上乗せしている状態。墨田区では困難。

市町村特別給付については、保険料のかさ上げに繋がり、高齢者に更なる負担をお願いすることになってしまいます。

鏡分科会長：とはいえ、一般の施策とのバランスがあり、高齢者だけ手厚くてよいのかとも思います。

鎌形委員：鏡さんにモノ申すような変な形になりますが、実際高齢者に接していると、このサービスくらい使えばよいのに、という方も使わずにいます。保険料を上げてこれ以上負担が増えると、益々救える人が救えなくなります。

鏡分科会長：そうですね。だから先ほど要介護の人だけでなく一般にもそれに近い人がいるのか伺いました。

石井介護保険課長：まず介護保険の認定を受けて頂くのが大前提で、それ自体は無料です。まず認定を受けて頂くことをお勧め頂ければと思います。

鏡分科会長：時間になりましたので、最後に障害児放課後等支援事業について説明をお願いします。

《 障害児放課後等支援事業》

佐久間障害者福祉課長：墨田区では特別支援学校などに通う障害児の放課後支援について、学童クラブ事業で対応してきました。しかし、学童クラブの受け入れは小6までということと、人数制限もあり、家族の事情で突発的な需要を受け入れられないという事情もあり、かねてから特別支援学校保護者会から強い要望が出ていました。こうしたことを受けて、平成22年度初めて実施した事業です。まだ事業を開始してあまり年月が経っていませんが、事務局からの強い要望で取り上げたものです。

概要は、NPO法人が行う事業所開設整備費用補助と、実際に運営している内容として、障害者の日中一時支援事業があります。現在定員20名を超える申込があり、利用者調整を行い、毎日7～8名程度お断りをしている状況です。説明は以上です。

鏡分科会長：ありがとうございます。それでは皆様からのご質問をお願いします。

山里委員：言葉の定義ですが、「通所訓練事業」とは何でしょうか。また、「根拠法令」のところに「区長単行決定」とありますが、これは何でしょうか。

佐久間障害者福祉課長：通所訓練事業とは、「墨田こどもの家」が実施していた過去の事業名で、会員制という形で対象を限定して実施していましたが、区として補助金を出していました。22年度からは、不特定多数のお子さんも受け入れられるよう衣替えしています。通所訓練は通いながら訓練をすることだが、実質的には放課後支援として見守り事業、預かり事業と同じです。

また、区長単行決定については、事業を継続して行う場合には要綱と言う形でやっているケースが多いが、始めるには区長決定があり、最高の意思決定という形でやっている。予算については当初予算でやっており、そういう意味で議会の承認は得ています。

山里委員：要は会員制だったものが登録制になり、年齢制限が小6までだったものが変わったということでしょうか。

佐久間障害者福祉課長：年齢については高校生までで対応します。できれば高校生は体も大きいので別枠でやりたいが、こちらで対応しています。

通所訓練事業は、事業名称を変えて障害者放課後等支援事業と名称が変わりました。

山里委員：利用等登録者49名のうち、小中高の内訳を教えてください。また、利用者のうち、課税所帯、非課税所帯の割合を教えてください。

佐久間障害者福祉課長：49名は、高校生が1割であとは小中です。また、課税世帯は、約90%が無料の非課税世帯となっています。

長瀬委員：知的障害者を念頭に置いているように思われるところ、事業名からは対象がもっと幅広く感じますが、実態はどうなのでしょう。

佐久間障害者福祉課長：特別支援学校が区内に1つあり、そこから歩いて通える範囲に設置しています。特別支援学校在籍211名のうち、区民が118名で、本事業に登録しているのが約50名です。ただ、50名全員毎日使うわけではなく、定員は20名となっています。

鎌形委員：特別支援学級は対象でしょうか。

佐久間障害者福祉課長：はい、「特別支援学校等」の「等」に入ります。支援学校だけで211名と申し上げましたが、そういう意味で+ となります。

前田委員：特別支援学校を使って放課後に何かサービスをするというのは検討しているのでしょうか。

佐久間障害者福祉課長：できれば移動はない方がよいと思いますが、現在のところ、相手方のある話なのでまだできていません。

鈴木委員：予算の2のところは委託なしになっていますが、裏面のオでは民間外部委託可となっています。

佐久間障害者福祉課長：事業委託という形式で「すまいるアーチ」というNPO法人に委託しており、そういう意味で外部委託可能です。訂正いたします。

長瀬委員：受益者負担も5%に設定されているのでしょうか。

佐久間障害者福祉課長：「なし」となっていますが、「あり」に訂正させていただきます。
5%で、非課税世帯だと無料です。

鏡分科会長：新しい事業であるため、論点の設定が難しいところがありますが、効率性の話ではないでしょうか。

長瀬委員：方向性として、現存のものを拡張し、増設していくのでしょうか。

佐久間障害者福祉課長：是非そうしたいと思っています。

鏡分科会長：その際、学童クラブなど既存事業と一緒にできないのでしょうか。

佐久間障害者福祉課長：学童クラブについてはスタッフに限りがあり、障害のある児童は通常より手がかかるといふ事情があります。また、潜在的需要はさらにあると思いますので、学童クラブでは賄いきれないのではないかと考えています。

鏡分科会長：特別なところよりも、地域の中に拠点を増やして、障害者も健常者とともに、利便性が保てるようなものにしたらいのではないのでしょうか。

佐久間障害者福祉課長：ご指摘のとおりだと思います。

鏡分科会長：5分超過で終了しました。ご協力ありがとうございました。

【再び全体会】

岸本会長：分科会の報告を簡単にお願いします。

鏡副会長：今回は2回目ということもあり、委員の方々も議事進行に協力して頂き、スムーズに進みました。

岸本会長：具体的な中身についてはまた次回各委員の方々に感想をお聞きしたいと思いません。それでは事務局から連絡をお願いします。

事務局：次回の日程については、9月26日(月)18:30～墨田区役所13階131会議室となっております。少し日が空きますので、この間各担当部局の方々、そして委員の皆様もそれぞれの分科会で提示されました質問事項等について検討して頂ければと思います。

岸本会長：ありがとうございます。それではこれで第4回墨田区区民行政評価委員会を終了します。長時間ありがとうございました。

【閉会】